

木下の介護 越谷

(介護予防) 短期入所生活介護契約書

株式会社木下の介護

木下の介護 越谷 (介護予防) 短期入所生活介護契約書

_____ (以下、「利用者」といいます) と株式会社木下の介護 (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う (介護予防) 短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう (介護予防) 短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1 この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間中の利用期間は、【契約書別紙】及び【木下の介護 越谷利用期間確認書】のとおりです。

3 利用者は、利用開始予定日から7日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、(介護予防) 短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。

4 利用者は、原則として利用日の午前10:00前後に入所し、利用終了日の16:00前後に退所するものとします。

5 利用者は、契約更新の拒絶等がない場合は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を自動更新することができます。

第3条 ((介護予防) 短期入所生活介護計画)

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防) 短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「(介護予防) 短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 ((介護予防) 短期入所生活介護の提供場所・内容)

1 (介護予防) 短期入所生活介護の提供場所は木下の介護 越谷です。所在地及び設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、【重要事項説明書】の「3 サービス内容」に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「(介護予防)短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、(車いすやベッドに胴衣や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法により、不当な)身体的拘束を行いません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、(介護予防)短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 利用者に同居の家族がいる場合は、事業者は、(介護予防)短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、(介護予防)短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額を(介護予防)短期入所生活介護の利用ごとに支払います。
- 2 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了後に利用者に交付します。
- 3 利用者は、利用月の月末締め料金の合計額を同条第2項の請求書にある請求額を請求書到着後10日以内に事業者指定の銀行口座に支払います。尚、10日目が金融機関休業日の場合は翌営業日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から事業者の請求に基づく料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条 (利用開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の3日前午前10時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者が入所予定日の3日前午前10時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、1日分の利用料（滞在費、食費、介護保険利用料の1割～3割負担分）の全部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の到着後10日以内に事業者指定の銀行口座に支払うものとします。

第8条（中途終了）

- 1 利用者は、事業者に対して3日前までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金（滞在費、食費、介護保険利用料の1割～3割負担分）は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、（介護予防）短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、10日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業所の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条（連携）

- 1 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約開始の旨を介護支援専門員に速やかに連絡します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。

なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条(貴重品の持ち込みについて)

利用者は、当施設に貴重品類を持ち込まないことを原則とします。

- 2 万が一、利用者が、貴重品類を当施設内に持ち込んだ場合、貴重品類の管理は、利用者の自己責任において行うものとし、事業者は貴重品類の紛失・トラブル等の問題には一切責任を負わないものとします。

第17条(反社会的勢力の排除)

- 1 利用者および事業者は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時利用契約および当該利用契約に付随する契約（以下総称して、「利用契約等」という。）の全部または一部を解除することができます。

- ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であること、または反社会的勢力であったこと。
- ② 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
- ③ 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ。）または利用契約等の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。

- 2 利用者および事業者は、相手方が利用契約等の履行に関連して下記の各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず即時利用契約等の全部または一部を解除することができます。

- ① 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
- ③ 相手方に対して指針が排除の対象とする不当要求をすること。
- ④ 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること。
- ⑤ 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- ⑥ 親会社、子会社または利用契約等の履行のために再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと。

第18条(反社会的勢力の排除に伴う損害賠償)

- 1 利用者および事業者は、前条により利用契約等を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができません。
- 2 前条第1項または第2項各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができます。

【契約書別紙】

○ 担当者

氏名：会田 敦子（管理者）

連絡先：048-977-4511

○ （介護予防）短期入所生活介護の内容

利用場所 埼玉県越谷市大字平方2162-8

利用期間 年 月 日～ 年 月 日

ご利用2回目以降はご利用者様の最新の要介護度と併せて「木下の介護 越谷利用期間確認書」を以って利用確認を致します。

入所時間：利用日の10：00前後

退所時間：利用終了日の16：00前後

利用可能 居室 定員1名、居室の面積10.72㎡（一人あたりの面積10.72㎡）

設備等 リビング（機能訓練室）、浴室

食事 朝食 8：00～9：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

原則、リビングにておとりいただきます。

入浴 週に2回入浴していただけます。ただし、身体状態に応じ、清拭となる場合があります。

介護 御希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

食事介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

機能訓練 各階のリビング兼機能訓練室にて機能回復訓練を行います。

健康管理 バイタルチェックを行います。

レクリエーション 季節に合わせたレクリエーションを行っていく予定です。

レクリエーション

○ 利用料

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱについての詳細は別紙重要事項説明書をご確認下さい。

① 介護保険利用費（介護保険対象）

要介護認定区分	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたり自己負担額【1割】	介護保険適用時の1日あたり自己負担額【2割】	介護保険適用時の1日あたり自己負担額【3割】
要支援1	5,733円	574円	1,147円	1,720円
要支援2	6,962円	697円	1,393円	2,089円
要介護1	7,623円	763円	1,525円	2,287円
要介護2	8,325円	833円	1,665円	2,498円
要介護3	9,100円	910円	1,820円	2,730円
要介護4	9,803円	981円	1,961円	2,941円
要介護5	10,505円	1,051円	2,101円	3,152円

②滞在費（1日当たりの料金）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
820円	820円	1,310円	2,000円

③食費

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1食：480円
				2食：960円
				3食：1,440円

※②滞在費、③食費はご利用者様のお住まいの市区町村が認める介護保険負担限度額認定証にある段階に応じます。

④送迎代（介護保険対象）

	片道あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額【1割】	介護保険適用時の自己負担額【2割】	介護保険適用時の自己負担額【3割】
送迎加算（片道）	1,900円	190円	380円	570円

送迎を行うことが認められる場合に限り、対象地域は越谷市、松伏町とします。対象地域を越えて送迎サービスを希望する場合は、相談に応じ、越谷市、松伏町を超えてから2キロ以内は600円、2キロ以上は1,000円の追加料金で送迎サービスを受けることができます。（）

⑤嗜好品費 個人の嗜好品に関しては実費分ご負担頂きます。

⑥その他 医療費、行事参加費（任意）、理美容費（ご希望者）、等は、別途料金がかかります。

○ (介護予防) 短期入所生活介護の中止

①利用開始予定日以前の中止

利用開始前にお客様の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の3日前午前10時までに御連絡いただいた場合	無料
② 入所日の3日前午前10時までに御連絡がなかった場合	1日の利用料の100%

※利用料とは介護保険利用費と滞在費の1日分、食費はそれぞれの段階別の3食(1日)分となります。

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日のバイタルチェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、御家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

また、料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は、管理者か下記窓口までお申し出ください。

木下の介護 越谷	相談窓口：会田 敦子 (管理者) 電話番号：048-977-4511
株式会社木下の介護	電話番号：03-5908-1310 相談時間：9：30から18：00
越谷市福祉部介護保険課	電話番号：048-963-9305・9169 相談時間：月曜日から金曜日(祝日除く) 8：30から17：15
松伏町住民ほけん課高齢介護担当	電話番号：048-991-1886・1884 相談時間：月曜日から金曜日(祝日除く) 8：30から17：15
埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情対応係	電話番号：048-824-2568 相談時間：月曜日から金曜日(祝日除く) 8：30から12：00 13：00から17：00

事業者

<事業者名>株式会社木下の介護

<住 所>東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

<代表者名>代表取締役 佐久間 大介

<施 設 名>木下の介護 越谷 (越谷市指定事業所番号 1170803678 号)

上記内容の説明を行いました。

年 月 日 <説明者> 印

上記内容の説明を受け、同意し、当書類の交付を受けました。

年 月 日 <利用者氏名> 印

(<代理人氏名> 印)